

令和3年度 第2回 座間味村総合教育会議 次第

日時：令和3年11月25日（木）

午後2時から

場所：座間味村役場3階 多目的ホール

1 開 会

2 議 事

（1）報告及び協議事項

- ① 教育関連予算について
- ② その他

（2）次回開催について

3 閉 会

配布資料

（資料1）令和3年度第1回会議議事録（令和3年6月24日開催）

（資料2）座間味村総合教育会議設置要綱

（資料3）座間味村教育大綱

令和 3 年度 第 1 回 座間味村総合教育会議 議事録

日 時：令和 3 年 6 月 24 日（木）13：50～14：10

場 所：座間味村役場 3 階 多目的ホール

出席者：宮平副村長、垣花教育長

与那嶺委員、松田委員、照屋委員

中村教育課長、宮平総務課長、総務課 小峰

1 開 会

（宮平副村長）

令和 3 年度第 1 回目の総合教育会議を開催します。

昨年 11 月の第 2 回の総合教育会議に続き、本日も村長が出張で不在のため、村長に代わり私が議事の進行を務めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度は海外ホームステイや婦恋村交流事業等、残念ながら様々な行事が中止となりましたが、コロナ禍の中、GIGA スクール関連の整備が速やかに進められたことは良かった点だと思っています。

議事の中で説明があると思いますが、今年度は大きな事業として阿嘉小中学校の改築工事が予定されています。工事が順調に進み、子どもたちの学習環境の場がさらに充実するよう、早期の完成を目指して村としても取り組んでまいります。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

2 議事

（1）報告及び協議事項

①令和 3 年度教育関連予算について

（中村教育課長）

令和 3 年度の教育委員会主要事業について説明致します。

まず、GIGA スクールサポーターの配置に掛かる費用として 5,000 千円、GIGA スクール構想備品購入費として 1,676 千円を計上しています。備品購入については、児童生徒 10 名分、教職員 10 名分の計 20 台のタブレットを追加で購入するものです。

座間味村戦跡及び戦争記念碑等整備事業については、一括交付金を活用した事業で、今年度が最終年となり、座間味島の戦跡等の整備を行います。

また、繰越事業として、慶留間島の戦跡等の整備も昨年度から継続して実

施します。

阿嘉小中学校改築工事については、令和 3 年度から 4 年度までの継続事業であり、総事業費の 30%を今年度の予算に計上しております。残りは令和 4 年度に計上予定であり、来年 8 月の完成を目指して、事業を進めてまいります。説明は以上です。

(宮平副村長)

説明が終わりました。質問等ございましたら、発言をお願いします。

—質問なし—

②その他

(宮平総務課長)

コロナ対策のため、3 校の校舎の抗菌コーティングを昨年 9 月に実施し、その際に抜けていた災害時の避難所にもなっている 3 校の体育館の抗菌コーティングを 12 月に実施しました。

業者による検査結果によると、抗菌前は汚染物質の数値が 800 程度であったのに対し、抗菌後は 100 程度まで数値が減少したことが確認できました。

(垣花教育長)

抗菌の効果はどれ位持続するのでしょうか？

(宮平総務課長)

約 1 年と聞いています。

(宮平副村長)

業者に再度検査をしてもらい、効果が薄れているようであれば、改めて抗菌コーティングの実施を検討したいと思います。

(垣花教育長)

12 歳未満の児童はコロナワクチンが接種出来ないので、抗菌の効果が薄れているようであれば、子どもたちの安全確保のためにも是非実施をお願いします。

(宮平副村長)

補足ですが、コロナワクチンの個別接種を今週から開始しています。12歳以上から接種可能となっていることから、保護者の同意が得られた子どもたちの接種を進めていきたいと思っております。

(宮平総務課長)

・過疎債の借入れについて

コロナの影響により村の財政事情も大変厳しくなっていることから、今年度は過疎債 30,000 千円を借入れ、教育費に積み立てを行いました。これまでスポーツ大会派遣や修学旅行等に掛かる費用は村費で賄っていましたが、今後5年間は過疎債積立金をスポーツ大会派遣に係る事業費等に充てる予定です。

また、スポーツ大会派遣費用や修学旅行に掛かる費用は、村からの補助によりほぼ自己負担なしで実施してきましたが、現在の村の財政状況を鑑みますと、今後は自己負担の導入の検討が必要となってくると考えています。

(2) 次回開催について

(宮平副村長)

次回総合教育会議は11月に実施を予定しております。開催日程が決まり次第、お知らせ致します。

以上で、令和3年度第1回座間味村総合教育会議を閉じます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

座間味村総合教育会議設置要綱

平成 28 年 3 月 22 日
要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、村長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、座間味村の教育及び文化に係る課題やあるべき姿を共有し、同じ方向性のもと連携して教育行政を推進していくため座間味村総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱（法第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱をいう。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(構成員)

第 3 条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。ただし、村長に事故があるときは、副村長を構成員とすることができる。

(会議)

第 4 条 総合教育会議は、村長が招集し、村長が議事の進行を行う。ただし、前条に該当する場合は、副村長がその職務を代理する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 村長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第 5 条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 村長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条ただし書により非公開とした部分及び公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると村長が認める事項は除くものとする。

(事務局等)

第 8 条 会議の事務局は、座間味村役場総務・福祉課に置く。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

座間味村教育大綱

平成 28 年 3 月

令和 2 年 7 月 (改定)

沖縄県座間味村

はじめに

平成 27 年 4 月 1 日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図るため、地方公共団体の長と教育委員会との連携が強化され、一層地域に開かれた教育行政が推進されることを目的としています。また法では、地域の実情に応じた総合的な教育施策の大綱の策定を首長に求めています。

本村の初代村長・松田和三郎翁は、百年以上前に学校教育と人材育成の意義を村内外に説いた人でした。若者を県外の鰹漁船に預けたことにより、座間味村は本県における鰹漁業創始の地となり、村は経済的な豊かさを得て、沖縄全体が貧しさにあえいでいた大正期に就学率百パーセントを達成することができました。

その歴史をふまえ、座間味村では第 4 次総合計画(平成 24 年～33 年)で、「ひとづくり」を村政の大きな柱の一つに位置付けています。島の宝である子どもたちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ、ふるさとへの愛を胸に羽ばたかせよう、そして大人も子どもも学び合う「ひとづくり」の島であることで村の将来を拓こうというものです。

平成 28 年 3 月策定の「座間味村むら・ひと・しごと総合戦略」では、小さな離島村の人と自然が社会に大きな価値を提供する可能性に触れています。第 4 次総合計画に加え、同総合戦略が示す「むらづくり、ひとづくり」を加味し、座間味村教育大綱を策定いたします。

平成 28 年 3 月
座間味村長 宮里 哲

1. 基本理念

座間味村第4次総合計画では、島の宝である子どもたちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ郷土への愛を育てることと、大人も子どもも学び合う「ひとづくり」の島を掲げています。また、“知”＝確かな学力、“徳”＝豊かな心、そして“体”＝健やかな体の調和により「生きる力」を持つ子らを育てることを目標としており、これは村内三校の教育目標でもあります。

この実現に向け本大綱を策定し座間味村の教育、文化振興の指針とします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から令和3年度までの7年間とします。

3. 目標

- 村づくりは人づくりから
- 一人ひとりの個性が輝く地域づくり
- 歴史・文化を未来へ伝える島づくり
- 開かれた交流と共生の村づくり

4. 重点施策

(1) 村づくりは人づくりから

【基本方針】

座間味村は三つの有人島からなる行政区であり、教育の拠点施設となる学校施設は各島に幼小中学校の併置校として設置され(慶留間幼稚園に関しては休園中)、各校ごとにその地域特色を生かした学校経営が展開されています。

「村づくりは人づくりから」と説いた松田和三郎翁に倣い、家庭、地域、学校、行政が連携し、学力の向上とあわせて、地域の将来を託すことのできる人材育成のため、教育施設の整備をはじめ各種施策を展開していきます。

① 幼小中学校教育の充実

離島へき地校の特色と、三つの島それぞれの特性を生かした教育活動を家庭、地域、学校、行政が一体となって推進し、幼児児童生徒の健全育成と学力向上につなげるため、教育に関する情報公開に努めます。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、村外への派遣事業を積極的に支援するとともに、姉妹村との交流をはじめ海外ホームステイ事業の実施や ALT の配置など、多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めます。

② 教育環境の整備

I C Tの利活用による教育効果に着目し、児童生徒が広く外部とつながり刺激し合いながら学べるシステムを構築します。また子どもたちが伸び伸びと学べるよう、快適な校舎などの学習環境整備と奨学制度の充実に努めます。

③ ふるさと教育

郷土の自然と歴史・文化を知り、誇りをもって語れるよう子どもたちに伝えます。ふるさとへの知識と敬意をベースに、広い教養や国際的視野を養うことのできる人材を育てます。

④ キャリア教育

豊かな歴史・文化とすぐれた人材を多く有する本村ではありますが、中学卒業まで子どもたちは広い社会や多種多様な職業にふれることはありません。そこで、外部の企業や組織の協力を得て、子どもたちが視野を広げ、夢を描く手助けとなるようなキャリア教育の機会を提供します。

(2) 一人ひとりの個性が輝く地域づくり

【基本方針】

人の個性が群衆に埋没してしまう都会とは異なり、離島の暮らしでは一人ひとりが大きな影響力を持ちます。自分らしい個性を輝かせ、夢や目標をもちその実現のために努力し、周囲を照らす村民を座間味村は応援します。

この村で生まれ育った人、島々の人と自然に惹かれ移住した人、そのまた二世など、個性豊かな人が互いに違いを受容し、刺激し合い助け合うことで村の今日があります。多様性の受容とゆいまーる精神で、互いを尊重する地域社会をつくります。

① 観光地の可能性を広げる人づくり

これまで、多くのすぐれたマリニストラクターが、海の観光地としての座間味村のブランドづくりに貢献しました。その優れた人材の幅を、平和ガイドや自然観察インストラクターにも広げ、またダイビングはじめマリニレジャーを活用した企業研修コーチを育成します。さらに、地域で必要とされる新しいサービスを提供できる“しごとづくり”のできる優秀な人材を支援します。

② 生涯現役の島

沖縄の離島本来のシニア・パワー発揮を支援し、平和学習や自然観察、また子どもたちの健全育成の場で、知識豊かなシニア層に活躍してもらおう仕組みづくりを行います。

また子どもから大人まで世代を越えて共に地域の歴史・自然・文化を学ぶ機会をつくります。

③ 社会スポーツの充実

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる場をつくり、三島住民の交流機会創出に努めます。また、観光大使である一流アスリートと村内児童生徒との交流を通じて夢や努力の大切さを学ぶ場をつくり、セーリング競技等の選手育成とスポーツキャンプ誘致につなげます。

(3) 歴史・文化を未来へ伝える島づくり

【基本方針】

唐船の船乗りを多く輩出した海の民としての誇り高い歴史、鰹漁業の産業化や、世界的なダイビングポイントとなるなど進取の気性で産業を興してきた歴史、またかつては久高島と並び称された信仰篤い側面など、すべてが現代の島に生きる私たちの暮らしをかたちづくっています。

地域の歴史・文化を学び、先人に敬意を払うことが、21世紀の地域づくりにつながります。

① 文化財保護

有名無形の文化財保護のため、計画的な調査・保存活動を行い、歴史資料館設置につなげます。

② 伝統文化継承

阿嘉区の獅子舞、座間味区の流れ舟(ナガリブニ)、海御願(阿嘉・慶留間では海ぬ御願)など各区に残る伝統文化を次世代につなぐため、青年会が主体となって子どもたちの参加を促します。また、神事の担い手である島の女性たちの高齢化に伴い、継承の方策を講じます。

(4) 開かれた交流と共生の村づくり

【基本方針】

座間味村は三島あわせて年間10万人もの人が訪れ、その方たちとの出会いと交流のある地域です。児童・生徒からお年寄りにいたるまで村内外の人と接する中で生涯を通じて学ぶ機会に恵まれています。

また逆に、外来の人にこの海の豊かさや島の文化を教え、平和の尊さを伝えることを通じ島々は学びの場となり、座間味村民は人の心を元気にすることができます。こうした交流を通じ、他地域の人々と学び合うことで私たち座間味村民は今後も継続的に社会に大きな価値を提供します。

① 平和教育

沖縄戦における最初の米軍上陸地として戦禍を経験した本村は、平和の発信地としての役割を担っています。修学旅行生の平和学習の機会を充実させるため、村内に専門のガイドを育成するほか、県平和祈念資料館の座間味分館設置を要望してゆきます。

② 世代間交流

移住者が増え、村内に“血縁”のない若者に、村内のお年寄りが知恵や技術を伝えるなど交流の場が求められています。若者と高齢者、子どもたちとお年寄りなど、保育や高齢者福祉も包含した多世代コミュニケーションの機会を創出します。

③ 国内外との交流

かつて、村の若者が県外の漁船に鰹漁を学んだように、人材を県外に派遣したり、村の振興に必要な人材の移住を促したりするなど、村民が外部に学ぶ仕組みをつくりまします。姉妹村である婦恋村との交流を子どもたちだけでなく青年層にも広げるなど交流を通じて他地域に学ぶ機会を創出します。